

# 平成 24 (2012) 年度 東京大学大学院総合文化研究科 「人間の安全保障」プログラム修士課程学生募集要項

言語情報科学専攻・超域文化科学専攻  
地域文化研究専攻・国際社会科学専攻  
広域科学専攻

## 教育研究上の目的

本研究科は、学際性および国際性を教育・研究の柱として専門分野についての深い理解の上に立った領域横断的研究による知の創成をめざし、確かな教養に支えられた総合的判断力をもって現代の社会と科学技術の様々な課題に取り組む能力をもち、教育・研究の分野のみならず社会の実践的分野においても国際的に指導的役割を果たすことのできる人材を養成することを目的とする。

## 求める学生像

「人間の安全保障」の理論と実践に強い関心をもち、多様な諸分野を学びながら自らの専門性を形成して、将来、国際社会で活躍しようと志す学生。また、安心して暮らせる平和な社会の構築を世界共通の課題として捉え、日本から世界に向けて積極的に発信しようと努める学生。

## 1. 出願資格

- (1) 大学を卒業した者及び平成24(2012)年3月31日までに卒業見込みの者(第1号)
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成24(2012)年3月31日までに修了見込みの者(第2号)
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成24(2012)年3月31日までに修了見込みの者(第3号)
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成24(2012)年3月31日までに修了見込みの者(第4号)
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成24(2012)年3月31日までに修了見込みの者(第5号)
- (6) 昭和28(1953)年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者(第6号)<sup>注1)</sup>
- (7) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成24(2012)年3月31日までに授与される見込みの者(第7号)<sup>注2)</sup>
- (8) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた者(第8号)<sup>注3)</sup>
- (9) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた者(第9号)<sup>注3)</sup>
- (10) 個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、平成24(2012)年3月31日において22歳に達しているもの(第10号)<sup>注4)</sup>

注1) 上記(6)に該当する者とは、旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した者及び卒業見込みの者を示す。

注2)上記(7)に該当する者とは、学位授与機構又は大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者を示す。

注3)上記(8)又は(9)の資格により出願しようとする者で、社会人特別選抜による受験を希望するものは、平成23(2011)年5月27日(金)までに、また一般選抜による受験を希望するものは、平成23(2011)年9月30日(金)までに本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。

注4)①上記(10)に該当する者とは、上記(1)から(9)に該当しない者のうち、4年制の大学に相当する教育施設の卒業者(修了者)等で、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者を示す。

②上記(10)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類等を社会人特別選抜による受験を希望するものは、平成23(2011)年5月23日(月)から5月27日(金)までに、また一般選抜による受験を希望するものは、平成23(2011)年9月26日(月)から9月30日(金)までに本研究科事務部に提出すること。出願資格及び提出書類等については、事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。

③上記(10)に該当する者で、入学資格審査で大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。なお、審査の結果は、社会人特別選抜による受験を希望するものについては、平成23(2011)年6月24日(金)頃に、また一般選抜による受験を希望するものについては、平成23(2011)年10月28日(金)頃に各自に通知する。

注5)下記2.(2)の社会人特別選抜による選抜を希望する者は、上記(1)から(10)のいずれかに該当するとともに、出願時において会社・学校・官公庁等に在職中であり、入学時以降においても在職の見込みである者、その他社会人としての経験を有する者とする。

## 2. 募集人員

(1)「人間の安全保障」プログラムの学生は、以下の5専攻のいずれかに所属しつつ、プログラム独自のカリキュラムを履修する。

専攻	募集人員
言語情報科学	16名
超域文化科学	
地域文化研究	
国際社会科学	
広域科学	

(2)募集人員のうち社会人特別選抜による者は、若干名である。

(3)試験の成績によっては、合格者数が募集人員を上回る場合または下回る場合がある。

## 3. 選抜方法

入学者の選抜は、次の方法による。

選抜の種類	選抜方法
一般選抜	第1次試験：専門科目（「人間の安全保障」プログラム）筆記試験、英語の能力を証明する書類及び出身学校の学業成績による。 第2次試験：提出論文・研究計画書の審査及び口述試験による。
社会人特別選抜	第1次試験：英語の能力を証明する書類、出身学校の学業成績、提出論文及び研究計画書の審査による。 第2次試験：口述試験による。

(1)各選抜とも、第2次試験は、第1次試験合格者に対し日本語で行う。

(2)外国人出願者は、日本語の能力を証明する書類も審査の対象とする。

- (3)すべての受験者は、英語の能力を証明する書類として、出願時から起算して2年以内に受験したTOEFL(CBT、PBTまたはiBT)またはIELTS(Academic Modules)の成績を提出しなければならない。  
なお、英語以外の言語の能力を示すために、TOEFLまたはIELTSの成績票に加え、その言語の能力を証明する書類を入学願書に添付することができる。

## 4. 試験期日及び場所

### 一般選抜

- (1)第1次試験(専門科目筆記試験)

期 日 平成24(2012)年1月21日(土)

場 所 東京大学大学院総合文化研究科(教養学部)

時間、試験室等については、受験票とともに郵送する「受験者心得」による。

- (2)第2次試験(口述試験)

期 日 平成24(2012)年2月17日(金)

場 所 東京大学大学院総合文化研究科(教養学部)

口述試験受験対象者の受験番号は、平成24(2012)年1月27日(金)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に掲示するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

試験日時及び試験室等については、平成24(2012)年2月6日(月)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に掲示するとともに受験対象者各自に通知する。

### 社会人特別選抜

- (1)第1次試験(書類選考) 筆記試験は行わず、下記6.(2)以下の出願書類等の審査による。

- (2)第2次試験(口述試験)

期 日 平成23(2011)年8月27日(土)

場 所 東京大学大学院総合文化研究科(教養学部)

口述試験受験対象者の受験番号、試験日時及び試験室等については、平成23(2011)年7月25日(月)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に掲示するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

## 5. 合格者の発表及び入学手続

- (1)合格発表

### 一般選抜

第2次試験合格者(入学許可内定者)については、受験番号を平成24(2012)年2月28日(火)正午に、上記掲示場に掲示するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

### 社会人特別選抜

第2次試験合格者(入学許可内定者)については、受験番号を平成23(2011)年9月9日(金)正午に、上記掲示場に掲示するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。



- カ. 受験票送付用封筒 本研究科所定の封筒に出願者本人の宛名を記入し、350円分の切手を貼ること。
- キ. 宛名ラベル 本研究科所定のものにそれぞれの送付物を受信する住所(日本国内)を記入して提出すること。
- ク. 検 定 料 30,000円  
銀行振込もしくはコンビニエンスストア又はクレジットカードでの払込に限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。  
(外国人出願者のうち日本政府(文部科学省)奨学金留学生は、検定料は不要。ただし、本学に在学中(研究生を含む)の者以外は、日本政府(文部科学省)奨学金留学生である証明書を提出すること。)

**【銀行振込の場合】**

所定の振込依頼書に必要な事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。

**【コンビニエンスストアでの払込の場合】**

コンビニエンスストアは、セブン-イレブン、サークルK、サンクス、ローソン、ファミリーマートに限る。  
実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院総合文化研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。払い込み後、「入学検定料・選考料 取扱明細書」の「収納証明書」部分を切り取り、入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。

**【クレジットカードでの払込の場合】**

クレジットカードは、ビザカード(VISA)、マスターカード(Master)、UCカード、JCBカード、アメリカン・エクスプレスカード(American Express)に限る。  
実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院総合文化研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。払い込み後、印刷した「受付完了画面」を出願書類に同封すること。

(3) 社会人特別選抜出願者は、上記(2)のほかに次の書類を提出すること。

- ア. 論 文 等 指定された課題(修士課程入学試験案内を参照)を提出すること。
- イ. 研究計画書 指定された書式(修士課程入学試験案内を参照)により作成し、提出すること。

(4) 外国人出願者は、上記(2)(3)の出願書類等のほかに、次の書類を提出すること。

- 日本語能力証明書 本研究科所定の用紙に日本語の指導教授又はこれに準ずる者が記入したもの。ただし、日本の大学を卒業した者又は卒業見込みの者及び日本の大学院を修了した者又は修了見込みの者は、提出不要。

## 7. 注意事項

- (1) 他の研究科等と重複して入学することはできない。
- (2) 出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更は認めない。また、検定料の払い戻しはしない。ただし、出願以降において、氏名、現住所、受信場所等に変更が生じた場合には、速やかに本研究科事務部(6.(1)エ.)に届け出ること。

- (3) 受験票は、一般選拔出願者においては平成23(2011)年12月5日(月)頃に、社会人特別選拔出願者においては平成23(2011)年7月19日(火)頃に本人宛に郵送する。送付予定日から、7日間経過しても到着しない場合は、本研究科事務部(6.(1)工.)に連絡すること。
- (4) 身体に障害のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願時に本研究科事務部(6.(1)工.)に申し出ること。
- (5) 在職中の者は、大学院に入学を許可された場合、在学期間中は大学院の学業に専念すること。
- (6) 事情によっては、出願手続、試験期日等を変更することがある。その場合は、あらためて通知する。
- (7) 外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (8) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
- (9) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (10) 出願書類における履歴等について虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。

平成23(2011)年4月